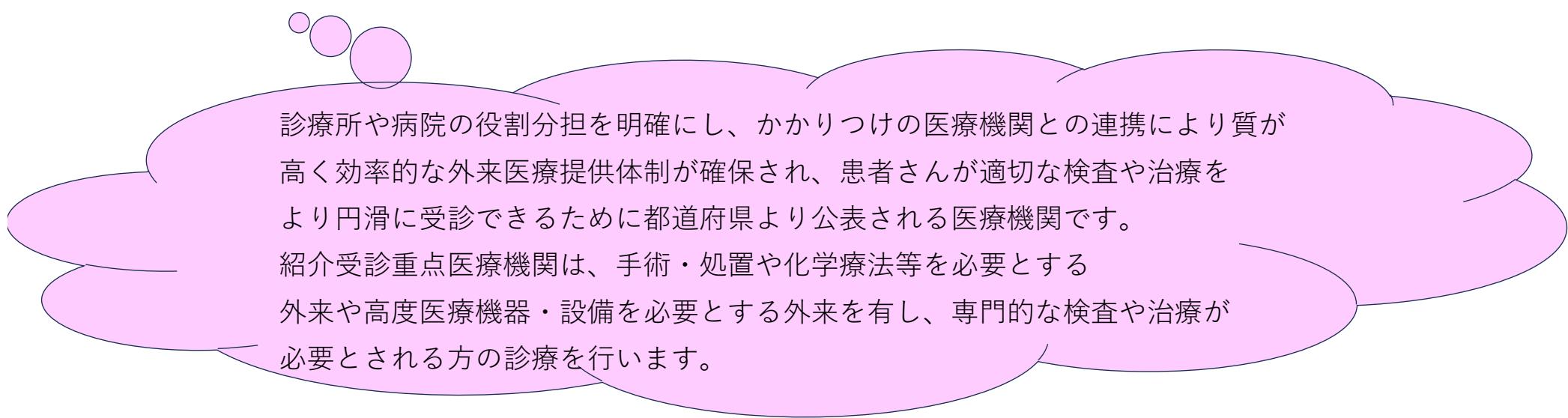


紹介受診重点医療機関

当院は、令和5年9月1日に県より『紹介受診重点医療機関』として公表されました。地域の医療機関との連携をさらに強化し、スムーズな医療の提供に努めてまいります。

紹介受診重点医療機関とは・・・



患者さんにおかれましては、この趣旨をご理解いただき、当院を受診される際にはかかりつけ医や他医療機関などからの紹介状をご持参いただきますようお願い申し上げます。なお、紹介状をお持ちでない場合の受診の際は、保険適用の診療費とは別に選定療養費をご負担いただきます。

令和6年3月1日より、選定療養費の金額は、以下の通りに変更となります。

それまでは、従来通りの3,300（税込）となります。

初診時選定療養費 ￥7,700（税込）

次のような場合に、初診時選定療養費をご負担いただきます。

- ①他の医療機関より、紹介状なしで初めて受診する場合
- ②今回の受診が、今までの診療と同一病名同一症状であっても、患者さんが任意に診療を中止して1ヶ月以上経過した場合
- ③傷病が一旦治癒もしくは治癒に近い状態までになり、その後再発した場合
- ④急性疾患で受診したあと、他の診療科を初めて受診する場合
(例：風邪などの診療を受けたあと、打撲にて受診した場合など)
- ⑤医科・歯科は、それぞれ徴収となる

再診時選定療養費 ￥3,300（税込）

次のような場合に、再診時選定療養費をご負担いただきます。

- ①他の医療機関への紹介状をお渡しできるまで症状が安定した患者さんが、ご自身の判断で当院で診察を希望される場合
- ②他の医療機関に紹介した患者さんが、ご自身の判断で当院で診察を希望する場合

- ③通院中の診療科以外の診療科を、紹介状または院内紹介なしで受診する場合

※最終診療日より1ヶ月以上経過するなど初診の対象となった場合は、初診時選定療養費になります※

下記項目に該当する方は、選定療養費の対象なりません。

- ・生活保護による医療扶助の対象となる方
- ・特定疾患などの各種公費負担制度受給対象の方
- ・労働災害・公務災害で受診される方
- ・救急車で当院に搬送された方（救急車以外は対象外）

ご不明な点は、医事課スタッフへお尋ねください。